

作成日：2012年1月5日

フィリピン共和国

特許庁の所在地：

Department of Trade and Industry, Intellectual Property Office

P. O. Box 296

Manila

Philippines

Tel : 63-2-890-4862

Fax : 63-2-890-4936

Website : <http://www.ipophil.gov.ph>

特許制度

1. 現行法令について

1998年1月1日施行の共和国法第8293号の知的所有権法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から6ヶ月以内に提出する必要があります。

(6) 優先権翻訳

出願日から6ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位：フィリピン・ペソ (PHP))

料金は、大規模企業と小規模企業によって異なり、小規模企業は大規模企業の半額となっています。

(1) 出願料金	3 6 0 0	(小規模： 1 8 0 0)
・ 5個を超える1クレーム加算料	3 0 0	(小規模： 1 5 0)
・ 30頁を超える1頁当たり加算料	3 0	(小規模： 1 5)
(2) 審査請求料金	3 5 0 0	(小規模： 1 7 5 0)
(3) 応答期間延長料金		
・ 第1回目の延長	6 0 0	(小規模： 3 0 0)
・ 第2回目の延長	6 5 0	(小規模： 3 2 5)
(4) 特許付与及び公告料金	1 0 0 0	(小規模： 5 0 0)
(5) 年金		
5年度	2 7 0 0	(小規模： 1 3 5 0)
6年度	3 6 0 0	(小規模： 1 8 0 0)
7年度	4 5 0 0	(小規模： 2 2 5 0)
8年度	5 4 0 0	(小規模： 2 7 0 0)
9年度	7 2 0 0	(小規模： 3 6 0 0)

10年度	9000	(小規模：4500)
11年度	11600	(小規模：5800)
12年度	14400	(小規模：7200)
13年度	17000	(小規模：8500)
14年度	20700	(小規模：10350)
15年度	24300	(小規模：12150)
16年度	27800	(小規模：13900)
17年度	31400	(小規模：15700)
18年度	37700	(小規模：18850)
19年度	45300	(小規模：22650)
20年度	54300	(小規模：27150)
*5以上1クレーム当たりの加算料金	350	(小規模：175)

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されております。出願公開日から6ヶ月以内に請求する必要があります。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されると、方式的要件の審査を経て実体審査が行われます。

(1) 出願日認定のための審査

必要な事項を記載した願書、英語又はフィリピン語による明細書等の提出、図面が含まれている場合には図面の提出の有無について審査されます。これらの書類が提出されていた場合には、提出した日が出願日として認められ、提出されていなかった場合には、当該書類が提出された日が出願日として認められます。

(2) 方式審査

出願日が認定された出願は、その後出願手数料の納付の有無、委任状等の提出の有無について審査が行われます。これらの要件を満たしていなかった場合には、補正指令が発せられ指定期間内に補正をすることができます。

<不特許事由について>

以下に該当する場合には、特許を受けることはできません。

- ・ 発見や科学的理論又算術的方法の場合。
- ・ 遊戯、ゲームを行うための計画や規則若しくは方法の場合。
- ・ 芸術的な創作物の場合。
- ・ コンピュータプログラム自体の場合。
- ・ 単なる情報の提示に過ぎない場合。
- ・ 人体又は動物の治療、診断方法の場合。
- ・ 公序良俗に反する発明の場合。

<新規性について>

絶対的新規性が採用されております。即ち、出願日（又は優先日）前に、世界のいづれかの場所において、書面、口頭又は使用により、公衆に利用可能な状態にあるものは、新規性を有しません。また、出願公開された先願の明細書等に記載された発明と、同一である後願の出願に係る発明は、特許を受けることができません。但し、先願に係る発明者、出願人と後願に係る発明者又は出願人が同一である場合には、適用されません。なお、一定の場合には、新規性は喪失しなかったものとみなされます。

<新規性喪失の例外>

出願日（又は優先日）前12ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者の意に反して、発明が公表された場合等です。

(3) 出願公開

出願日（又は優先日）から18ヶ月経過後、出願内容は公開されます。出願公開後、何人も公開された発明に対して、意見書を提出することにより情報の提供をすることができ、その意見書は出願人に通知され、出願人はその意見書に対して答弁することが認められます。なお、出願公開後は、所謂仮保護の権利が発生します。

(4) 実体審査

出願公開日から6ヶ月以内に審査請求料金が納付された場合、新規性等の有無について実体審査が行われます。実体審査の結果、特許要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行され出願人はこの拒絶理由通知に対して、意見書や明細書等の補正書を提出することができます。拒絶理由通知に対する応答期間は、請求により延長することができます。特許庁長官は、出願人に対して対応外国出願の審査結果の提出を求めることができます。

特許要件の審査の結果、要件を満たしていると判断された場合、特許付与の決定がされます。この決定に対して、出願人が所定期間内に特許料金を納付することにより、特許が付与され、その旨が登録原簿に登録されます。

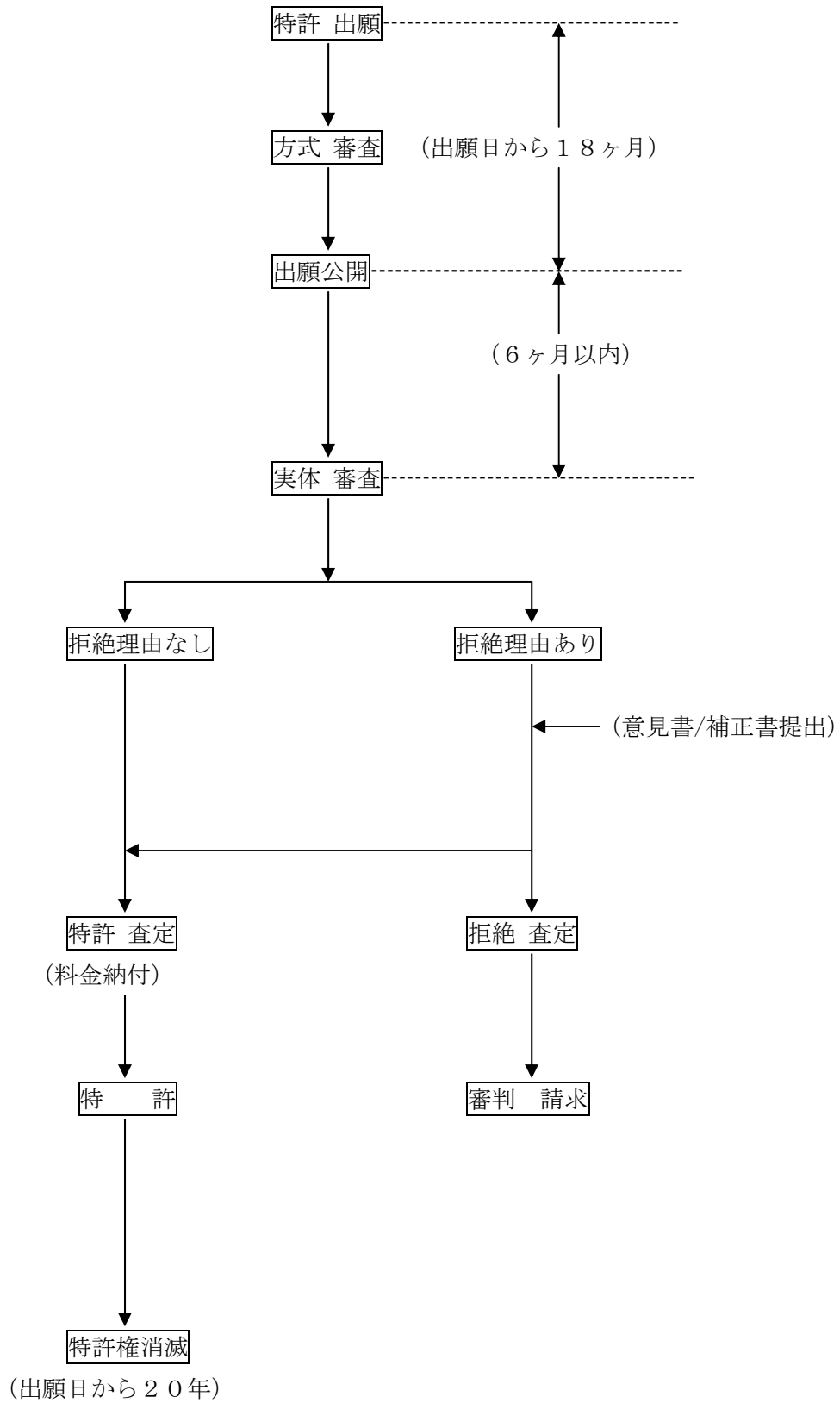
一方、特許要件を満たさないと判断された場合には、出願は最終的に拒絶され、こ

の決定に不服が有る場合、特許庁長官に対して不服を申立てることができます。

(5) 分割出願

出願人は、特許が付与されるまでの期間自発的に、又は審査官から発明の単一性を満たしていない旨の指令に対する応答期間内に、分割出願をすることができます。

出願から特許権の消滅までのフローチャート：



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から20年です。特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 出願が公開された日から4年の満了日までに第5年度分の年金を納付する必要があります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限
優先日から30ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類
以下の書類の英語による翻訳文の提出が必要です。
 - ・国際出願時の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ・19条補正がされた場合、補正後の翻訳文
 - ・34条補正がされた場合、補正後の翻訳文
- (3) 優先権証明書の1頁目の写し及びその英訳の提出
- (4) 審査請求期限
国内移行出願と同時に、又は移行日から6ヶ月以内に審査請求を行う必要があります。

11. 留意事項

出願から登録までの全般に関して、

- (1) 出願書類を現地代理人に発送したら、現地代理人に対して必ず同封した書類を受領したか否か、書類の受取をもらうようにして下さい。同封した書類が現地代理人から受け取っていない等の連絡を受ける可能性もあるからです。
- (2) パリルートによる出願の場合、審査請求は出願公開日から6ヶ月以内に行う必要があります。一方、PCT経由国内移行出願の場合は、移行と同時に、又は移行日から6ヶ月以内に審査請求を行う必要があります。このように、出願の形態により審査請求する期間が異なりますので、留意する必要があります。
- (3) 書類の提出期限が不明確な場合、追加書類の提出を求められた場合には、出願を依頼した代理人に確認するようにして下さい。但し、現地代理人によりこれらの情報が異なる場合がありますので、安全性を考慮し、他の現地代理人に対しても確認を求めるようにする必要があります。
- (4) 特許庁からの通知は、全て送付してもらうようにして下さい。拒絶理由通知に対する応答期限に関して、現地代理人からの報告書状にて期限の計算に誤りが生じる場合があるからです。
- (5) 年金納付に関して
上述しましたように、年金は出願公開日（PCT出願の場合は、国際公開日）から4年の満了日までに第5年度分の年金を納付する必要があります。例えば、国際公開日

が2006年10月10日と仮定します。この場合、2006年10月10日を第1年度として、第5年度分を2010年10月10日までに納付する必要があります。